

休業保障制度 約款改正のご案内

1. 加入の機会が年3回に

これまで加入の機会は年1回8月1日発足のみでしたが、年3回の加入発足日8月1日、12月1日、4月1日となり、加入のチャンスが年3回になりました。

2. 一度給付を受けた方でも増口できるようになります

これまで傷病休業給付金を一度でも受給すると増口できませんでしたが、既に給付を受けた方も増口申請できるようになりました。

3. 告知を求める期間の変更

加入日時点ではなく、告知日時点の健康状態や既往症をお伺いすることになりました。

※約款改正は2019年8月1日より適用となります。

※加入及び増口の際には告知内容に基づく加入審査があります。

※制度についてご不明な点・加入申込・資料請求等をご所属の保険医協会に[お問合せ](#)ください。

4. 非常勤勤務医も加入申込できるようになります

勤務医会員が増えていることを受け、非常勤勤務医にも加入申込いただけるように制度改善を行いました。

一つの主たる医療機関で週4日以上かつ週16時間以上診療に従事していれば、加入申込いただけます。

5. 休業中の給付対象期間の改善

復業日直前の受診日の翌日から7日間までだった給付対象期間を、30日間までに変更し、給付対象外となる期間が縮小するよう改善しました。

休業保障制度はおかげ様で発足50周年を迎えました。会員相互の非営利の助け合い制度のため、備えやすい掛金で最長730日の長期の休業にも対応することができます。この機会にぜひ周りの先生方にも加入申込をおすすめください。

